（パートタイム会計年度任用職員用）

勤務条件通知書

所在地　さいたま市浦和区常盤６－４－４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　任命権者　さいたま市長　清水　勇人

|  |  |
| --- | --- |
| １　任　期 | ・任用日から令和８年３月３１日まで  　（採用から１月間は条件付採用期間とする。採用後１月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、勤務日数が１５日に達するまで延長する。）  ・年度内更新予定（　有　･　無　）  有の場合　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで  ※　更新は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。  ・同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定  （　有　･　無　）  ※　再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。 |
| ２　勤務場所 | (雇入れ直後) 西区役所健康福祉部高齢介護課（さいたま市西区西大宮３－４－２）  (変更の範囲)変更なし  　勤務公署における受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）を実施 |
| ３　職務内容 | (雇入れ直後) 介護認定調査員として介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定に関する訪問調査等を行う。  (変更の範囲)　 変更なし |
| ４　勤務日 | ・所属長が定める日(週2～3日、月55時間程度） |
| ５　勤務時間、  休憩時間、  所定時間外  労働の有無 | ・午前８時３０分から午後５時１５分までのうち所属長が指定する時間  ・休憩時間６０分  ・所定時間外労働の有無（　有　・　無　） |
| ６　勤務を要しない日 | ・定例日　　国民の祝日、１月２日、１月３日、１２月２９日から３１日まで  ・非定例日　勤務日に応じて別途所属長が定める |
| ７　休　暇 | ・年次有給休暇　１日～（勤務条件により異なる。）  ・その他の休暇　有給（病気休暇、出産休暇、結婚休暇、忌引休暇等）  　　　　　　　　無給（介護休暇等） |
| ８　報　酬 | ・時給　１，３６０円（地域手当に相当する報酬を含む。）  ・費用弁償（通勤手当相当分）あり  ※常勤職員の給与改定内容に準じて、年度の途中で時給、期末及び勤勉手当等に変動が生じる場合がある。 |
| ９　募集期間 | ・随時（募集人数到達次第終了） |
| 10　受験資格 | ・次の⑴、⑵の全ての要件を満たす人  　⑴　次のいずれにも該当しない人  　　ア　拘禁刑（禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  　　イ　さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人  　　ウ　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人  　　エ　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）  　⑵　次のいずれかの資格を有する人  ア　介護保険法（平成９年法律第123号）第69条の7第3項（第69条の8第3項で準用する場合を含む。）及び第5項に規定する期間が有効である介護支援専門員証を有する介護支援専門員  イ　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2に規定する実務の経験を有する者  ウ　ア，イに掲げる者と同等の能力を有すると認められる者 |
| 11　退職に関する事項 | ・任期が満了した場合は、当然に退職する。  ・自己都合退職の手続  （退職する日の１月前までに所属長に届け出ること。）  ・免職の事由  次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。  　１　心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合  　２　勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合  ・定年制（無） |
| 12　その他 | ・社会保険の加入　有・無  （健康保険：埼玉県市町村職員共済組合、年金：厚生年金）  ・さいたま市職員互助会の加入　有・無  ※埼玉県市町村職員共済組合に加入した日から、さいたま市職員互助会に加入する。  ・雇用保険の適用　有・無  ・災害補償　　　　労災・条例適用  ・その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。 |

＜問合せ先＞

さいたま市西区役所健康福祉部高齢介護課介護保険係

担　当：吉井

電　話：０４８－６２０－２６６８

ＦＡＸ：０４８－６２０－２７６２